

●サイエンスカフェに関する今後の対応について

〔平成24年11月30日
日本学術会議第166回幹事会決定〕

サイエンスカフェは、科学者が市民と少人数で直接コミュニケーションを行う草の根活動です。日本学術会議の科学と社会委員会科学力増進分科会（現・政府・産業界・市民との連携強化分科会）が行ってきたサイエンスカフェの活動が大きなきっかけとなり、現在では全国で数多くのサイエンスカフェが開催されております。科学コミュニケーションを審議する政府・産業界・市民との連携強化分科会では、狭い意味のサイエンスではなく、日本学術会議の第一部から第三部が取り組んでいる、より広い意味での学術を対象としたサイエンスカフェの企画を行うこととしております。

これまでの活動を踏まえて、サイエンスカフェに関する対応については、当面、以下のとおりとするようお願いします。

1. サイエンスカフェにおいて、日本学術会議の会員、連携会員が1名以上、挨拶、司会、あるいは講師のいずれかを行う場合に、そのサイエンスカフェを学術会議の主催または共催とすることができます。科学者と市民との対話の機会として、積極的に取り組むようにしてください。
2. 会員、連携会員がサイエンスカフェを企画する場合には「日本学術会議主催（または共催）」の名称を、また会員、連携会員がサイエンスカフェに講師として参加する場合には「日本学術会議会員（または連携会員）」の肩書きを、ポスター、プログラム等において用いることにより、科学者コミュニティの代表機関としての日本学術会議の活動を、具体的に目に見える形で社会に示すように努めてください。
なお、サイエンスカフェは、専ら日本学術会議の見解を示すための場ではないことを徹底してください。
3. 日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第5条は、学術会議が講演会、シンポジウム等を開催する場合には、開催主体に応じて幹事会の決定または承認を得ることといった手続きを定めています。しかし、サイエンスカフェについては、小規模の会であること、科学者と市民との間の双方向のコミュニケーションの場であること、コーヒーを飲みながらといった気軽な雰囲気は無償（又は実費程度）で開催されるものであることを踏まえて、会員、連携会員は、事務局を通じて科学と社会委員会政府・産業界・市民との連携強化分科会に事前に届け出（別紙1参照）を行うことによって、その手続きを省略して主催または共催することができます。ただし、幹事会での審議が必要と判断される場合にはこの限りではありません。

なお、講演会、シンポジウム等を開催しようとする際に、幹事会の決定または承認といった手続きを省略する意図でサイエンスカフェを名乗るなど上記方針を濫用することのないよう留意してください。

4. サイエンスカフェの実施後には、日本学術会議ホームページに掲載するための報告（別紙2参照）を提出するようにしてください。

なお、全国縦断サイエンスカフェを開催した場合には、ホームページ以外での掲載の可能性もあります。

附 則（平成24年11月30日日本学術会議第166回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年11月25日日本学術会議第238回幹事会決定）

この決定は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日日本学術会議第258回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成31年4月24日日本学術会議第277回幹事会決定）

この決定は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年11月26日日本学術会議第304回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

日本学術会議サイエンスカフェ提案書

申請日： 年 月 日

申請者（会員、連携会員）：

1. 日 時：
 2. 場 所：
 3. 関係団体：
(開催に関係する(費用負担含む)団体をすべて明記してください)
 4. 申請者の役割：
(挨拶、司会、講師、その他(具体的に記入)の中から該当するものを選んで下さい)
 5. 題目：
 6. 内容：
(出演される方全員の氏名・所属・役職を明記してください。もし参考資料等があれば、添付してください)
 7. 参加費：
 8. 参加予定人数：
 9. 連絡担当者：
(事務局から問い合わせをする可能性があるので、連絡できる方を明記してください)
氏名(所属・役職)
電話番号
メールアドレス
-

全国縦断サイエンスカフェとしてのナンバリングを

希望する

希望しない

※どちらかに丸をつけてください

